

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から 4 月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この公告の日から 4 月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 26 年 4 月 7 日

静岡市長 田辺 信宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
MARK IS 静岡（マークイズ静岡）  
静岡市葵区柚木（東静岡地区新都市拠点整備事業 15 街区）
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
東静岡 15 街区デベロップメント特定目的会社  
東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 3 号  
取締役 飯森 賢二
- 3 変更事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐輪場の位置（縦覧に供する届出書類に示すとおり）
- 4 変更年月日  
平成 26 年 6 月 1 日
- 5 届出年月日  
平成 26 年 3 月 31 日